



2026年度版

退職自衛官 人材活用のご案内

【地方公共団体用】



国防を支えた力を、
地域・企業を支える力に。



防衛省・自衛隊

国防を支えた力を、地域・企業を支える力に。

- ◎ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「防災基本計画」等において、地方公共団体は、専門的知見を有する**防災担当職員の確保及び育成**や、円滑な災害応急対応及び復旧・復興のための退職者の活用などの人材確保方を**あらかじめ整えるよう努めること**とされております。
- ◎ 効果的な災害対応体制の維持・向上は**急務**
 - ・国内においては、毎年のように日本列島各地で地震・台風・豪雨災害等が発生
 - ・防災行政を取り巻く環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性が増大
- ◎ 退職自衛官は、地域の安全・安心の**即戦力**
 - ・長年の勤務で培った防災・危機管理の優れた経験・知識・技能を保有
 - ・専門的知見を有する**防災担当職員**

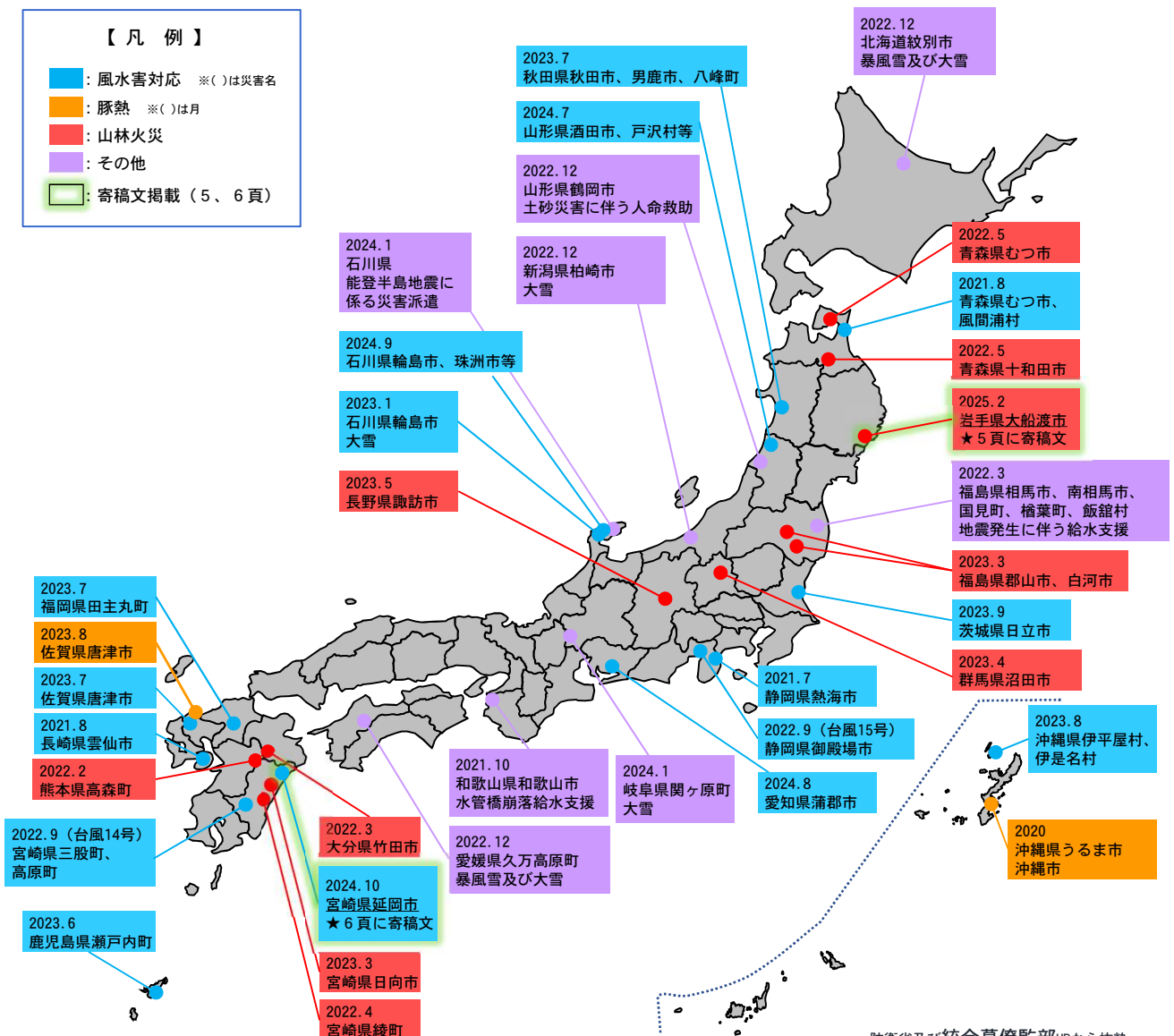
要確認

退職自衛官雇用ガイド

令和7年新作

陸上自衛官の「キャリア・パス」及び「知識・技能・経験」の紹介動画

過去5年間の自衛隊の主要な災害派遣実績



メリット

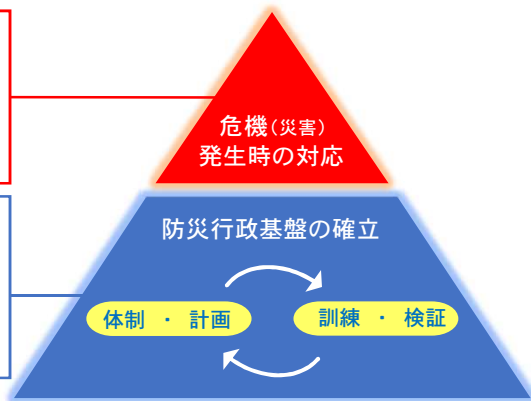
1 自衛隊在任間に培われた災害対処の実務能力は、地方自治体や企業の危機管理対処能力を向上させます。

<p>Q. 自衛隊在任間に培われた実務能力とは、どのような能力なんですか？</p>	<p>A. 主な能力としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 指揮官が様々な状況に対し、的確な状況判断ができるよう補佐（情報収集、分析等） ◎ 自衛隊の運用に関する知識と経験 ◎ 訓練指導能力及び調整能力 などです。
<p>Q. 退職自衛官を採用すると、どのような効果があるんですか？</p>	<p>A. 主な効果としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 防災行政に関する首長・企業代表者等への助言 ◎ 自衛隊、指定公共機関とのネットワーク構築 <p>☞ 防災行政の一例としては、下図を参照</p>

- 危機(災害)発生時の的確な対応**

 - 自衛隊の派遣要請等の首長判断の補佐
 - 自衛隊等関係機関の運用を助言
 - 初動の混乱時における自衛隊等関係機関との調整・連絡
 - 自治体内における災害対策本部等の運営
- 防災行政基盤の確立(平素)**

 - 防災・危機管理体制の検証・見直しによる体制の強化
 - 災害対処・国民保護計画・関連マニュアルの整備
 - 防災・国民保護訓練の企画・統制
 - 職員への防災意識の啓蒙及び訓練による組織力の強化
 - 地域における防災活動を推進し、防災対応基盤を強化



防災・危機管理監等の役割（イメージ）

メリット

2 防災・危機管理教育で更なる専門性の向上を図っています。

防衛省・自衛隊は、防災・危機管理に関する教育を退職予定自衛官に対して実施しています。
 ※令和8年度より、対象者を従来の一定の要件を満たす2尉から**曹長まで拡大**

<p>Q. 防災・危機管理教育はどのような教育ですか？</p>	<p>A. 希望する陸・海・空自衛隊の退職予定者が全国8カ所の駐屯地・基地に集合し、約3週間、防災・危機管理に関する専門的な教育を受講しています。本教育を終了した要件を満たす2尉以上の隊員は、「地域防災マネージャー」（次頁説明）の認定を受けることができます。</p>
--	--

防災・危機管理教育の課目の一例	
◎ 防災行政の仕組み	: 災害対策基本法、防災基本計画、協力・援助協定 等
◎ 防災行政の現状	: 内閣府・各省庁の取組、地方自治体の取組、広報、国民保護計画 等
◎ 応急対策活動	: 応急対策活動シナリオ作成、情報の収集・整理・分析、図上演習 等
◎ 危機管理	: 危機管理の基礎概念、危機管理の原則 等

メリット 3

地域防災マネージャーを取得している退職自衛官を雇用することで、国から補助を受けられます。

Q. 「地域防災マネージャー制度」とは、どのような制度ですか？

A. 「地域防災マネージャー制度」は、防災の専門性を有することを国が証明する制度です。本証明を有する者を地方公共団体の防災監等に採用した場合、その人件費の一部が特別交付税の交付対象となります。（下図参照）

地域防災マネージャーの採用による特別交付税措置

交付額	採用・配置に係る経費に措置率0.5を乗じた額 (措置上限額：340万円)
交付団体	都道府県及び市町村(交付範囲：1名まで)
勤務形態	常勤職員又は常勤職員と同様の勤務時間以上勤務する職員

Q. 「地域防災マネージャー制度」は、どのような者を対象として交付されますか？

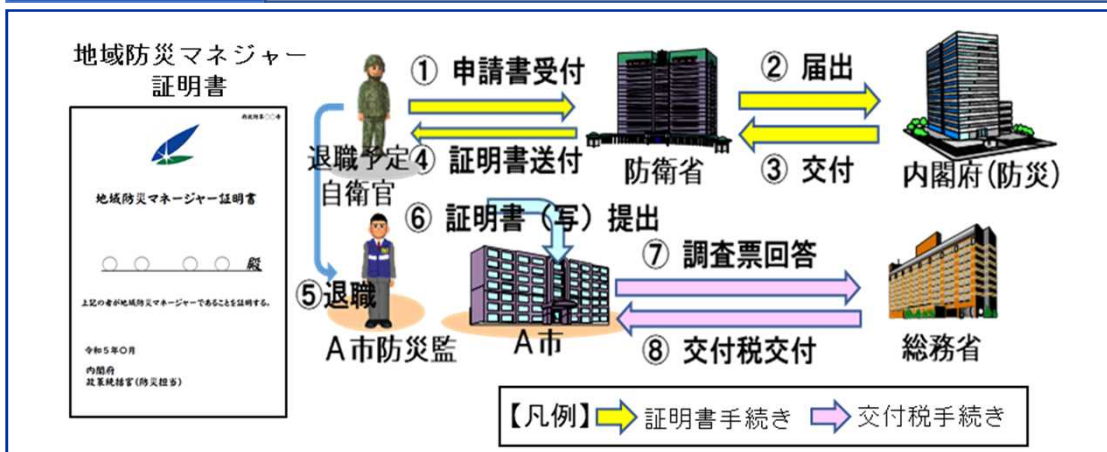
A. 自衛隊において同制度の証明を受けられる者は、防災・危機管理教育を受講した者のうち、一定の階級以上の役職を経験した者が対象となります(下図参照)。また、本証明を受けた者は、各階級の部隊規模に応じ、災害派遣の任務を有している部隊で、部隊指揮官(管理職)や幕僚(管理者の補佐)を務めた経験を有します。

対象となる階級の構成等(陸上自衛隊の例)

共通呼称	佐官			尉官
	1佐	2佐	3佐	1尉
階級章(イメージ)				
部隊規模	約1,000名	約300名	約100名	
退職年齢	58歳	57歳		56歳

Q. 特別交付税の手続き要領を教えてください。

A. 地方公共団体に再就職した者の地域防災マネージャー証明書を確認した後、地方公共団体から総務省(自治財政局調整課)に申請することにより、特別交付税の交付を受けることができます。(下図参照)



雇用自治体 首長の声

岩手県知事

**達増
拓也** 様



岩手県は、広大な面積を有し、太平洋沿岸はリアス海岸で観光地としても有名ですが、東日本大震災津波などの大津波で度々被害を受けたほか、平成28年台風第10号や令和元年東日本台風による風水害も発生しました。また、今後発生が見込まれる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う被害も危惧されているところです。

本県では、自衛隊を始め防災機関と密接に連携を図りながら、県と市町村が一体となって、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策に取り組み、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指してまいりました。

そのような中、平成18年から自衛隊退職者を防災危機管理監として採用し、危機管理に関する知識・経験を生かした、総合防災訓練や市町村等への防災研修等の実施により災害対応能力の向上を図るとともに、災害発生時の県職員のリーダー的な役割を担っていただいております。

特に、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災においては、災害対策本部の運営や自衛隊への災害派遣要請と空中消火に必要な活動基盤の調整など、県の災害対応の中心的役割を担っていただきました。

今後も退職自衛官の皆様が、自衛隊で培った知識や経験を活用し、自治体や企業で活躍されることを祈念します。

退職自衛官 の声

岩手県
防災危機管理監

**駿河
芳典** 様

退職時：船岡駐屯地業務隊長
階級：1等陸佐
(退職時・特別昇任)



令和4年度から岩手県庁で防災危機管理監として勤務し、平素は主に県職員や市町村職員の訓練・研修の企画や調整のほか、マニュアルなどの作成を、災害対応時には災害対策本部等の設置・運営や被害情報の収集・報告を行っています。

県の職員は2～3年ほどで交代し、防災関係が初めての職員も少なくありませんが、日頃の業務処理能力といざという時の意識の高さに驚かされる日々です。

自衛隊とは異なる環境の中で、「退職自衛官として何ができるのか、何をしなければならないのか」自問自答を繰り返していますが、自衛隊での業務や訓練と同様、「最悪の状況を想定し、楽観的に実行」するように私は努めています。

大船渡市の林野火災では、災害派遣の要請・撤収に関しての陸上自衛隊岩手駐屯地との連携や災害対策本部で多くの機関の皆様との協力をいただきながら業務を行いました。林野火災での緊急消防援助隊の地上部隊派遣は今回が初めてのケースとなりましたが、宿泊施設の調整では近隣市町村の協力や地元消防による火災現場への案内など、関係機関が主体的に行動していただいたおかげで、何とか消火することができました。

組織文化は多少異なりますが、自分だけで業務を行わずに、若い職員のみなさんに少しでも危機管理や防災対応の知識や経験を積んでいただけるよう、組織として業務を遂行するよう留意しています。



▲大船渡林野火災の災害対応中
(写真中央)

肩書等は取材当時のものです。

雇用自治体 首長の声

宮崎県延岡市長

三浦 久知 様



延岡市は、宮崎県北部に位置し、東には日豊海岸国定公園のリアス式海岸を形成し、西には大崩山や行藤山などの雄大な山々がそびえ、その奥に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークが広がっています。中心部では、10年以上連続して水質日本一の五ヶ瀬川、祝子川や北川が河口で合流し五ヶ瀬川水系を形成しており、豊かな自然に囲まれている反面、自然災害が発生しやすいという側面も併せ持っています。

本市では、今後30年以内に高い確率で発生するといわれる「南海トラフ地震」、また近年全国各地で河川の氾濫や土砂崩れなどを引き起こす大規模な豪雨災害が頻発している状況を踏まえ、災害に強い人・まちづくりに取り組んでいます。

その取り組みの一環として、市民一人ひとりの「自助」「共助」など防災意識を向上させるため、平成18年度より防災推進員として退職自衛官を採用し、各地区で年150回以上の防災講話や訓練等を行っていただいております。

自衛隊におきまして、令和6年10月に発生した土砂災害での災害派遣要請に係る人命救助活動や毎年2月には五ヶ瀬川河川敷で開催される花物語イベントにあわせて「応急仮設橋設置訓練」など行っていただいております。日頃より自衛隊をはじめとする防災関係団体との連携強化を図っていますが、更なる強化のため、令和8年度より高度な知識と豊富な経験を有する退職自衛官の方を新たに採用し、本市の更なる防災・減災対策に取り組んでいます。

今後も退職自衛官の皆様が益々ご活躍されることを期待しています。

退職自衛官 の声

延岡市 防災推進員

濱方 康広 様

退職時：西部方面後方支援隊
 特科直接支援中隊
 第3小隊長
 階級：1等陸尉



私は、2019年7月から延岡市防災推進員として勤務しています。海上自衛隊OBの吉田昇防災推進員と共に、自主防災組織（ほとんどが区(町内会)単位で結成)を中心に福祉施設・学校・企業・団体等に対する防災訓練・講話等を行っています。

令和6年度の実績として、防災訓練152回13,282人参加、防災講話164回6,789人参加があり、日頃からの備えや災害リスクへの理解度も年々高くなっていると実感しています。訓練・講話の内容は、「防災・減災」及び「自助・共助」を主に、各地域の災害別・減災対策などのニーズに対応しながら活動しています。また、自主防災組織の新規結成、地区防災計画作成、BCP（事業継続計画）作成支援などの他、自主防災瓦版（A4用紙2枚）を発行するなど、更なる地域防災力向上に努めています。

災害対応では、令和6年10月に発生した大雨により災害派遣された自衛隊側の要望を災害対策本部に伝える業務や防災イベント等において、事前調整及び現地案内等を行い市民と自衛隊のコミュニケーション作りの支援を行っています。毎年、出水期前に延岡市消防本部が実施する「水管本部訓練（図上訓練）」の立案・運営を担当しています。

引き続き、自主防災組織皆さんや延岡市危機管理部及び延岡市消防本部職員の理解を得ながら、延岡市民の合言葉「誰一人残さない」とともに、災害に強い町づくりに貢献していきたいと考えています。



▲ 自主防災組織と小・中学校合同防災訓練中の筆者

退職自衛官の雇用に関するお問い合わせ等は、下記までご連絡ください

防衛省

〒162-8801 新宿区市谷本村町5-1 TEL.03-3268-3111 (代表)
■人事教育局 人材育成課 援護企画室 内線 20691
■陸上幕僚監部 人事教育部 募集・援護課 内線 40314
■海上幕僚監部 人事教育部 援護業務課 内線 51286
■航空幕僚監部 人事教育部 募集・援護課 内線 60327

陸上自衛隊

■北部方面総監部 人事部 援護業務課 〒064-8510 北海道札幌市中央区南26条西10丁目1-1 TEL.011-511-7116 /内線2420
■東北方面総監部 人事部 援護業務課 〒983-8580 宮城県仙台市宮城野区南目館1-1 TEL.022-231-1111 /内線2268
■東部方面総監部 人事部 援護業務課 〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町 TEL.048-460-1711 /内線2582
■中部方面総監部 人事部 援護業務課 〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1 TEL.072-782-0001 /内線2330
■西部方面総監部 人事部 援護業務課 〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1 TEL.096-368-5111 /内線2328

海上自衛隊

■横須賀地方総監部 援護業務課 〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地 TEL.046-822-3500 /内線2580
■呉地方総監部 援護業務課 〒737-0028 広島県呉市幸町8-1呉自衛官募集センター2F TEL.0823-22-5511 /内線 2308
■佐世保地方総監部 援護業務課 〒857-0056 長崎県佐世保市平瀬町18番地 TEL.0956-23-7111 /内線 3309
■舞鶴地方総監部 援護業務課 〒625-8510 京都府舞鶴市宇余部下1190 TEL.0773-62-2250 /内線 2492
■大湊地区総監部 援護業務課 〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1 TEL.0175-24-1111 / 内線 2318

航空自衛隊

■北部航空方面隊司令部 援護業務課 〒033-8604 青森県三沢市後久保125-7 TEL.0176-53-4121 / 内線 3381
■中部航空方面隊司令部 援護業務課 〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2-3 TEL.042-953-6131 /内線2282
■西部航空方面隊司令部 援護業務課 〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-1 TEL.092-581-4031 /内線2336
■南西航空方面隊司令部 援護業務課 〒901-0144 沖縄県那覇市当間301 TEL.098-857-1191 / 内線 2321

(一財)自衛隊援護協会

■本 部 〒162-0808 東京都新宿区天神町6 Mビル5階 TEL.03-5227-5400
退職自衛官無料職業紹介所 一厚生労働大臣認可一
■札幌支部 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西3-1 TEL.011-222-4888
■仙台支部 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1-3-9 TEL.022-227-2610
■東京支部 〒162-0808 東京都新宿区天神町6 Mビル4階 TEL.03-5227-5527
■名古屋支部 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅5-20-6 TEL.052-541-0334
■大阪支部 〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町1-2-6 TEL.06-6946-7638
■広島支部 〒730-0014 広島県広島市中区上幟町2-43 TEL.082-223-6900
■福岡支部 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9-11 三共福岡ビル4階 TEL.092-260-6745

自衛隊地方協力本部 (援護課)

地本名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌	060-8542	北海道札幌市中央区北4条西15-1	011-631-5473
函館	042-0934	北海道函館市広野町6-25	0138-53-6241
旭川	070-0902	北海道旭川市春光町国有無番地	0166-59-1002
帯広	080-0024	北海道帯広市西14条南14丁目4番地	0155-27-0822
青森	030-0861	青森県青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2階	017-776-1594
岩手	020-0023	岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎2階	019-623-3238
宮城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	022-295-2613
秋田	010-0951	秋田県秋田市山王4-3-34	018-823-5405
山形	990-0041	山形県山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-622-0712
福島	960-8112	福島県福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎2階	024-531-2351
茨城	310-0061	茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階	029-231-3317
栃木	320-0043	栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎2階	028-634-3385
群馬	371-0805	群馬県前橋市南町3-64-12	027-221-4471
埼玉	330-0061	埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15 浦和地方合同庁舎3階	048-831-6045
千葉	263-0021	千葉県千葉市稲毛区轟町1-1-17	043-251-8883
東京	162-8850	東京都新宿区市谷本村町10番1号	03-3269-0713
神奈川	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町253-2	045-662-9497
新潟	950-8627	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7階	025-285-0515
山梨	400-0031	山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎2階	055-253-1591
長野	380-0846	長野県長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1階	026-233-2108
静岡	420-0821	静岡県静岡市葵区袖木366	054-261-3154
富山	930-0856	富山県富山市牛島新町6-24	076-441-3271
石川	921-8506	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階	076-291-6250
福井	910-0019	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎10階	0776-23-1910
岐阜	502-0817	岐阜県岐阜市長良福光2675-3	058-232-3127
愛知	454-0003	愛知県名古屋市中川区松重町3-41	052-331-6266
三重	514-0003	三重県津市桜橋1-91	059-225-0533
滋賀	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5階	077-524-6446
京都	604-8482	京都府京都市中京区西ノ京空殿町38 京都地方合同庁舎3階	075-803-0820
大阪	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3階	06-6942-0544
兵庫	651-0073	兵庫県神戸市中央区臨浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4階	078-261-9779
奈良	630-8301	奈良県奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1階	0742-23-7001
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港1-14-6	073-422-5116
鳥取	680-0845	鳥取県鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6階	0857-23-2251
島根	690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4階	0852-21-0015
岡山	700-8517	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2階	086-226-0361
広島	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6階	082-221-2959
山口	753-0092	山口県山口市八幡馬場814	083-922-2325
徳島	770-0941	徳島県徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5階	088-623-2221
香川	760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館2階	087-823-9206
愛媛	790-0003	愛媛県松山市三番町8-352-1	089-941-8381
高知	780-0061	高知県高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8階	088-822-6128
福岡	812-0878	福岡県福岡市博多区竹丘町1-12	092-584-1881
佐賀	840-0047	佐賀県佐賀市与賀町2-18	0952-24-2291
長崎	850-0862	長崎県長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎	095-826-8846
大分	870-0016	大分県大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎5階	097-536-6271
熊本	860-0047	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟3階	096-297-2052
宮崎	880-0901	宮崎県宮崎市東大淀2-1-39	0985-53-2643
鹿児島	890-8541	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎	099-253-8920
沖縄	900-0022	沖縄県那覇市樋川1丁目15-15 那覇第1地方合同庁舎7階	092-260-6745

陸上自衛隊ホームページ【退職自衛官雇用ガイド】

▼詳しくはこちらから
<https://www.mod.go.jp/gsd/retire/>

退職自衛官

検索

この他、それぞれの自衛隊地方協力本部のホームページも開設されております。



Memo